

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(1) 「ヘルシア緑茶 スティック」 (花王株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと思います。

初めは、新規審議品目の花王株式会社の「ヘルシア緑茶 スティック」についてです。

消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは「ヘルシア緑茶 スティック」について説明させていただきます。

こちらの概要版の資料をお手元の御準備ください。こちらの資料のAのタブを開いていただきまして、表示許可申請書の写しをごらんください。

申請者は9ページ目、花王株式会社でございまして、商品名は次のページの「ヘルシア緑茶 スティック」でございまして。

12ページ、7、許可を受けようとする表示の内容についてですが、「本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

13ページ、10、栄養成分量及び熱量についてですが、関与成分は茶カテキンとなっております。1本3g当たり270mg含有されております。

その下、11、1日当たりの摂取目安量についてですが、「1日2本を目安にお湯または水で溶かしてお召し上がりください。1本(3g)にお湯または水160mlから180mlが適量です」となっております。

14ページ、12、摂取をする上での注意事項についてですが、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません」となっております。

続いて、お手元に資料1-1を御用意ください。

本申請品は、既許可品の「ヘルシア緑茶 a」と食品形態が異なっておりますが、許可表示内容、または1日当たりの摂取目安量、関与成分量については、変更はありません。

本申請品は、1日当たり2回に分けて摂取することにより「ヘルシア緑茶 a」などのヘルシアシリーズと同様に、1日当たり540mgの茶カテキンを摂取するように設計されたものでございます。それ以外の有効性、安全性に関するデータにつきましては、既許可品の「ヘルシア a」と同じエビデンスを使用しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○阿久澤部会長 ありがとうございました。

次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料1-2をごらんください。

平成28年5月13日に諮問。平成28年8月8日、第一調査会で審議をいたしました。

主な指摘事項と回答につきまして。粉末タイプであることで、利用者がお湯または水に溶かさずに他の食品に足して摂取した場合の過剰摂取の危険性について。本申請品の商品コンセプトとシリーズ品全体を通じた重複利用による過剰摂取の危険性とその防止策について。

回答は、強い苦みを持っているため、そのまま口にできるものではなく、他の食品に足して摂取する方法においても同じく、160cc程度の量に溶かされてから摂取されることになる想定され、液体形状同様、一度に摂取できる量には限度があるため、過剰摂取の危険性が高まることはないとする。水またはお湯に溶かして飲む商品であることを伝えるため、商品パッケージ前面にその旨がわかるイラストを表示し、裏面で現在表示している部分の視認性も上げた表示に修正しております。

次に、ペットボトル形態ではまとめ買いはかさばる、ごみが出る、旅行先に持っていきたくないなど、消費者の声もあり、携帯性や利便性のよい粉末スティック形態とした。実際のヘルシアシリーズの飲用実態としては、一つのアイテムに絞って購入される傾向が強く、また、併買している方の本数は1日平均1本未満であり、シリーズ展開により、1日に複数のシリーズを同時摂取され、過剰摂取の危険性が高まることはないとする。

表示につきまして、後ろのテーブルに「ヘルシア緑茶 スティック」の指摘事項に対する回答書をファイルの上に置かせていただいております。4枚ほどおめくりいただき、表示見本の修正案というものがございます。上が修正前で、下が修正後になっております。下のほうに修正点といたしまして、水またはお湯に溶かして飲んでいただく商品であることをわかりやすく伝えるため、商品パッケージ前面に大きくその旨のイラストを表示。また、修正点2としまして「おいしい飲み方」の視認性を上げた表示に修正しております。

委員の方の意見としましては、できましたならば「おいしい飲み方」の説明がありますが、パッケージの表面に「習慣的な飲用に適した粉末スティック」といった表示の記載があるといいという御意見もございました。

説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これらについての御意見等をいただきたいと思いますと思いますが、どなたかございますでしょうか。

松寄委員、どうぞ。

○松寄委員 粉末ということになると、イメージとしては抹茶のようなイメージで、そういう活用がされるということも考えられて、すごく濃いものを飲まれるとか、お菓子に入れるとか、苦みが強いと書いてありますが、その苦みも好きな方は苦いのが好きだったりするので、そのあたりのこととか、粉末タイプのときに、これまでの審査の基準はどのあたりにあったのかということをお教えいただければと思います。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうに、粉末タイプの場合の審査の基準はどうなっていたかという質問です。

○消費者庁食品表示企画課 本申請品は、委員御指摘のとおり、粉末の形状であるということがありまして、もちろん、この既許可品については、ペットボトルに入った液体のものなのですが、それが粉末の清涼飲料になったところで、特にデータを見る審査の基準というものは変わりはないということなのです。ただ、形状が変わることによって、摂取の仕方が変わるということによる過剰摂取の懸念については、1日当たりの摂取目安量だとか、そこにちゃんとその誤解を与えるような摂取をしないような表現になっているかは確認させていただいているということでございます。

○阿久澤部会長 事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 審査の基準という意味ではないのですが、この製品の、先ほど事務局から御紹介をした第一調査会の懸念というものも全く同じ疑問が根っこにありまして、指摘事項を出させていただきました。この製品なのですが、今、売っている液体状のものもかなり苦みがしつこく強いものでして、これを粉末にしたときに抹茶どころではない苦さになるだろうと。ですから、それで苦みが強いので大丈夫だというのは、その苦みの強さが通常の食品の中では極めて強い状況になるということだったので、調査会としては、粉末では大丈夫かと。ただ、液体に溶かして飲むということがわかるパッケージにすべきというところを事業者さんのほうで考えられて、今、パッケージが直っている状況でございます。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○松寄委員 苦みがものすごく強いということは、例えばアイスクリームにかけたりというようなことが不可能だというぐらい苦いことが考えられるのかということと、例えば、もし害があるとしたら、逆に故意に健康を害しようとして、粉末だとわざと飲みやすいと思うのです。水分だとそんなにがぶがぶは飲めないと思うのですけれども、そのようなことが万が一起こったときにも大丈夫だと言える、食べる物として大丈夫と言えるかというあたりがちょっと心配です。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○消費者委員会事務局 第一調査会で出した指摘事項なのですが、実はアイスクリームにかけて食べることも考えられるだろうと指摘事項に書いて出しました。それに対して、そういう使い方も考えにくいという回答があった状況です。そういう意味で、かなり苦いということを事業者は強調している状況です。

危険性の話は、私からは、申しわけありません。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。消費者庁から、特によろしいですか。

○消費者庁食品表示企画課 特にございません。

○阿久澤部会長 大野委員、どうぞ。

○大野委員 第一調査会で審議した内容は、今、説明していただいたことと同じなのですが、一つ加えると、安全性の面で、そういう懸念もあったのですが、普通だったら5倍量の投与量までやって安全性を確認するのですが、これは3倍量しかやっていないので、それで大丈夫かが心配になって、それ以上飲むことがないかどうか伺ったのです。先ほど説明があったような回答が得られて、委員の皆さんは、納得し、了承したというところですよ。

○阿久澤部会長 戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 関連してなのですが、安全性の評価のときに、過剰摂取の条件の設定というのが、通常の使い方の3倍となっているのですが、例えば1回の水またはお湯に対して3倍量入れたときにどうなのかという、そういう過剰摂取の条件の設定も粉末の場合はあるのかと思います。

○松寄委員 直接なめたりとか。

○戸部委員 はい。その辺の過剰摂取の安全性のデータのとり方というところの標準化も必要なのではないかと思いました。

先ほどから、苦いので、通常そんなに濃くは飲めないというのであれば、苦くて飲めなくなる量と過剰摂取に至る量との関係がどうかという評価のあり方も検討の余地があるのではないかと思います。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。消費者庁のほうで、このような過剰摂取されやすいものの安全評価の基準というものについて、どのようにお考えか、お聞かせいただけたらと思います。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 食品安全委員会のほうでの評価をするときは、そういう場合は、できれば本来の商品を5倍量摂取するというのが一番いいのですけれども、態様によってはとてもそんなに食べられないものがあります。そういう場合は、商品中の濃度を3倍にして、摂取容量は増やさないという試験のやり方も実際には認めています。ただ、この場合、濃度を3倍にすると、また苦みの問題とか、多分出てきますから、余り現実的でない、そういう非常に強い苦みを感じたときの体の影響というものももちろんあるでしょうから、できない場合もあるということで、ケース・バイ・ケースで評価するということだと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

現実的でないということで、本来5倍ということなのでしょうけれども、今回は3倍ということです。

○大野委員 余り科学的ではないのですけれども、委員としての審議しているときの資料を見た感覚では、茶カテキンを、この含量の5倍を飲んでも、そんなに影響を与えるものではないだろうと。あと、カフェインが入っているのですけれども、カフェインは6gで66mg入っているのですけれども、この5倍飲んでも300mg。市販薬などで100mg位の錠剤を2錠飲むこともありますので、それと比較して、そんなに多くはないだろうということで、たまたまそういうことがあったとしても、それほど直接急性的に大きな影響を与えるということは考えなくてもいいのではないかと。それは調査会で議論したわけではないのですけれども、私自身がそう思ったところです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○石見委員 スティックということで、過剰摂取の問題が飲料に比べてあると思うのです。1日2本ということなのでしょうけれども、このパッケージを見るとわかりにくくて、540mg、2本6g当たりと書いてあって、これをお茶に入れるにしても、1食2本、1日3回入れて結局6本摂取す

ることもあり得そうな表示なので、ホームページその他のいろいろな媒体を使って1日2本で、トータルで540mgなのだよということを周知するようにしたほうがよいのではないかと考えます。以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

過剰摂取に関連するところでの摂取の仕方ですね。これをもうちょっとわかりやすく周知すべきだという御意見ですが、これについてはいかがでしょうか。

どうぞ。お願いします。

○長田部会長代理 この「おいしい飲み方」という表現なのですけれども、このスティックは、これだけの分量の水またはお湯で溶いて飲むということが条件になっているのだとすれば、これは「おいしい飲み方」ではなくただの「飲み方」であるべきだと思うのです。ほかの飲み方があるように見えてしまうと、まず一つ感じました。

それと、ここは一応1日2本と書いてあるのですけれども、もう少し目立たせる工夫をぜひしていただきたいと、表示上では思いました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがですか。ほかにございますか。

どうぞ。

○志村委員 特保の安全性評価といったときに、やはり通常の使用法、その何倍量を使って試験が行われているという、このことをしっかりと、先ほど周知という御意見があったかと思うけれども、消費者にお伝えいただくということは大切ではないか。それを逸脱したことに関しては、ある意味、御本人の責任ということもあろうかというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

これはそうしますと、もう少し周知を徹底したほうが良いという御意見ということでよろしいでしょうか。

○志村委員 周知というか、一般的な注意として、特保の安全性評価に関してはそういう形で行われているというところが消費者に伝わっていない部分があるかと思しますので、お伝えいただきたいほうが良いのかなというぐあいに思いました。

○阿久澤部会長 大野委員、どうぞ。

○大野委員 先ほど指摘されたことに賛成です。「おいしい飲み方」ではなくて、単なる「飲み方」にすること、今まで気がつかなかったです。ありがとうございました。

○阿久澤部会長 ほか、ございますか。

そうしましたら、これについては基本的にはお認めいただく内容かと思いますが、ただ、御意見の中に過剰摂取を懸念する御意見が多いこと、そして、それに関連した中で、飲み方のこのパッケージの記載の仕方について、1日2本を周知することも含めて、この辺について、もう少し工夫ができないかというような内容で指摘をするということでもよろしいでしょうか。その回答につきましては、部会長に一任いただくということで、よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまの審議結果を整理していただきまして、その処理方法について確認したいと思えます。

事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 表示見本につきまして、修正をお願いする形になりまして、一つは「おいしい飲み方」これを「飲み方」という形と、過剰摂取にならないように1日2本、一目見てわかるような、もう少し工夫をしていただきたいという形で指摘を出させていたきたいと思えます。

その御指摘の取り扱いにつきましては、部会長に結果について御判断をいただく部会長預かりという形でよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 ただいまの内容について、御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、次の審議に移ります。